

監査委員公告

平成26年1月9日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月7日

宮崎県監査委員 宮本 尊
 宮崎県監査委員 山口 博
 宮崎県監査委員 横田 照
 宮崎県監査委員 十屋 幸平

1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
学校法人大淀学園（補助団体）	通勤手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。（指摘事項）	監査の結果を受け、学校法人大淀学園では全教職員に対して通勤経路を確認するための地図を添付させた上で再度「通勤届」を提出させ、合理的な通勤経路を認定し、通勤手当の算定を行った。 県では、指摘のあった通勤手当の過払分について時効等を勘案した上、返還手続が適正に行われたことを確認した。
社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）	工事請負について、請負契約約款に定める現場代理人等の通知を受けていないものや検査員が指名されていないものがあった。留意を要する。（注意事項）	宮崎県社会福祉事業団に対し、当該法人の各施設に指摘内容を周知・指導させ、同様の不備があった場合には改善させるとともに、今後は、事務処理において遺漏のないよう適正な事務処理を行うよう指導した。
学校法人宮崎カトリック学園（補助団体）	旅費について、自家用車利用時に同乗者がある場合の加算額を誤り、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	監査での指摘を受け、当該法人に対し、旅費規程において解釈誤りの原因となっている当該部分について、速やかに改正を行わせるとともに、各幼稚園の事務について適正な処理を行うよう指導を行った。 その後にかかれた理事会において、当該規程の改正が行われたこと及び法人が設置する各幼稚園の関係職員に対し、指摘内容についての周知が行われたことを確認した。
宮崎県農業会	需用費の支払について、経理規程に定められて	予算執行に当たっては、経理規程に基づき適正に事

<p>議（補助団体）</p>	<p>いない立替払があった。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>務処理を行うよう指導した。</p>
	<p>臨時職員の通勤手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>監査の結果を受け、過払となっていた通勤手当については、戻入手続を行った旨を確認し、また単補助金対象であったため、返還手続を行った。 あわせて、通勤手当算定の際には、出勤簿と休暇処理簿の照合を行い、適正な処理を行うよう指導した。</p>
	<p>旅費について、旅行命令書が作成されていないものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>今後、旅行命令書の作成漏れがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>綾町有害鳥獣対策協議会（補助団体）</p>	<p>宮崎県鳥獣被害防止施設緊急整備事業等について、鳥獣被害防止施設の管理委託の契約手続が完了していないものが散見された。善処を要する。（指摘事項）</p>	<p>鳥獣被害防止施設の適正な施設管理のため、事業で実施主体と管理者との間が必要となる管理委託の契約が遅れていたものである。今般の指摘を踏まえ、綾町有害鳥獣対策協議会に対して、管理運営規程の策定と、それに基づく適正な管理委託契約等、事務手続の厳正化を図るよう是正指導を行った。 また、今後、同様の事案の発生防止のために、鳥獣被害対策関係事業に取り組む全ての協議会に対しても、同様の指導を行った。</p>
	<p>有害鳥獣捕獲等の業務委託契約について、契約書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>事業実施主体と、有害鳥獣の捕獲活動を行う者との間で締結する業務委託契約についてのものであり、指摘を受け改善が行われたことを確認した。 今後、遺漏が生じないよう、事務手続の厳正化を図るよう指導を行った。</p>
<p>みやぎ地頭鶏事業協同組合（補助団体）</p>	<p>「みやぎ地頭鶏」販売力強化事業費補助金について、事業の執行に相当でないものがあった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>注意を受けた補助金については、「補助金等の交付に関する規則」を遵守し、成果品等の適正な管理運用を行うよう、是正措置を指導した。</p>

)		<p>今後は、補助事業の本来の目的を十分に認識させ、執行管理体制等の改善を指導することにより、再発防止に努める。</p>
<p>法人宮崎県林業公社（出資団体）</p>	<p>公益法人会計システムに係るリース契約について、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>今後、契約に当たっては宮崎県財務規則等を十分に確認するとともに、内部チェックを徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。</p>
	<p>第3期経営計画（改訂計画）に基づき経営改善に向けて取組を始めたが、年度であるが、大幅な債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。経営改善に向け、なお一層の努力が望まれる。（要望事項）</p>	<p>林業公社では、平成24年3月に策定した第3期経営計画（改訂計画）に基づき、会社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還などによる利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成24年度は、計画を上回る収益を確保でき、計画に沿って経営改善が進んでいる。 引き続き更なる経営改善に向け、現在、県では毎月、公社と協議を行いつつ、一体となつて計画の確実な実行に努めているところであり、今後とも厳しい目をもつて指導・監督を行っていくこととしている。</p>
<p>公益法人宮崎県農業振興公社（出資団体）</p>	<p>扶養手当等について、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）</p>	<p>過払となつていた扶養手当等について、戻入手続きを行った旨を確認した。 あわせて、諸手当の認定に当たっては、チェック体制を強化し、適正な処理を行うよう指導した。</p>
	<p>路線バスを利用した出張について、旅行命令書を作成していないため、旅費が支給されなかった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>今後、旅行命令書の作成漏れがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>宮崎県道路公社（出資団体）</p>	<p>一ツ葉道路全線電気設備保守点検業務委託について、予算執行伺額を超えて執行していた。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>本件は、単価契約の業務委託であり、結果的に当初の予算執行伺額を超えた支払となつたものである。</p>

		<p>今後は、支払累計額が把握できる体制を整えることや、執行累計額が予算執行何れを超過する場合は、適切な予算執行何れの変更が行われるよう指導した。</p>
	<p>有料道路の料金徴収業務等委託について、契約書に貼付されている収入印紙の税額が不足していた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>指摘を受けた不足分の印紙については、追加して契約書に貼付してあることを確認した。</p> <p>今後は、このような不備が生じないようにチェック体制の見直し等、適正な事務処理が行われるよう指導した。</p>
宮崎県住宅供給公社（出資団体）	<p>シティビルまなび野1～3号棟エレベーター保守点検業務委託について、予定価格書が作成されていない。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>今後は、当公社の工事請負等契約に関する事務取扱要領及び宮崎県財務規則等を十分に確認するとともに、決裁時のチェック体制を更に充実させ、再発防止に努めるよう指導した。</p>
公益財団法人宮崎県立芸術劇場（出資団体）	<p>決算財務諸表について、資産の計上に不適当なものがあった。また、附属明細書が作成されていない。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>指摘を受け、当該財団では次のとおり対応を行った。</p> <p>本件は、運用財産基金の一部取崩しを年度末に行った際、当該取崩しに係る定期預金の解約手続を年度内に行っていないため、貸借対照表の残高と預金口座残高に不突合が生じたものであり、手続が年度内に完結するよう、取崩時期の見直しを行った。</p> <p>附属明細書については、今後、公益法人会計基準に基づき作成することとした。</p> <p>また、県では上記対応を確認した。</p>
	<p>演劇ホール・イベントホール舞台機構修繕工事等について、予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>指摘を受け、当該財団では次のとおり対応を行った。</p> <p>本件は、演劇ホール・イベントホール舞台機構修繕工事等の随意契約に関して、予定価格調書が作成されていないものである。財団の会計規定では「県</p>

		<p>の財務規則に準ずる」と定めていることから、今後は規則にのっとり、省略が可能なもの以外の契約については予定価格調書を作成することとした。</p> <p>また、県では上記対応を確認した。</p>
<p>財団法人 宮崎県環境整備公社 (出資団体)</p>	<p>エコクリーンプラザみやぎにおける溶融固化と物の有害物質の溶出量の試験業務委託について、当初及び変更後の設計額を誤っていた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>業務委託をする場合に、設計内容を十分に確認し、設計額の見積りに誤りのないよう指導した。</p>
	<p>決算財務諸表について、翌年度に納入する消費税を未払消費税として計上していなかった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>決算財務諸表について、翌年度に納入する消費税を未払消費税として計上するよう指導した。</p>
	<p>エコクリーンプラザみやぎ管理型処分場C区画遮水シート調査業務について、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたにもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>業務委託を変更する場合に、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたときは、契約書を作成するよう指導した。</p>
	<p>エコクリーンプラザみやぎ管理型処分場C区画遮水シート補修工事について、完成検査後に変更契約を締結していた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>請負工事について、契約内容を変更する場合に、変更契約締結の手続が遅れることのないよう指導した。</p>
<p>公益社団法人宮崎県林業労働機械センター(出資団体)</p>	<p>職員給与規程に基づかない手当の支給が見られた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>公益社団法人宮崎県林業労働機械センターに対して、給与規程に基づいた適正な事務処理に努めるように指導した。</p>
<p>宮崎県</p>	<p>旅費について、日当の</p>	<p>旅費の支給不足分につい</p>

<p>漁業信 用基金 協会（ 出資団 体）</p>	<p>計算誤りにより支給不足となつて いるものがあつた。善処を要する。 （注意事項）</p>	<p>ては、支給されたことを確認した。 今後、再発防止のため、旅費規程を 遵守し、適切な事務処理を行うよう 指導した。</p>
	<p>超過勤務手当及び休日勤務手当に ついて、支給不足となつて見受けられ た。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>超過勤務手当等の支給不足分につい ては、支給されたことを確認した。 今後、再発防止のため、給与規程を 遵守し、適切な事務処理を行うよう 指導した。</p>
<p>一般財 団法人 宮崎県 水産振 興協会 （出資 団体）</p>	<p>当期収支差額について、5年連続の 赤字となつて、引き続き経営改善に 向けた努力が望まれる。（要望事項）</p>	<p>平成22年度決算が3年連続の赤字と なつたことを受けて、平成23年度末 に第2期経営改善計画を、平成24年 度末には同計画の具体的な実行計画 を示した経営改善アクションプログラ ムを策定し実践するよう指導を行つ た。 また、本法人は平成25年4月に一般 財団法人へ移行したことから、併せて 継続事業の実施及び公益目的支出計 画について助言を行っている。</p>
<p>一般社 団法人 宮崎県 酪農公 社（出 資団体 ）</p>	<p>平成24年度末現在、債務超過となつ ており、その額も前年度と比較して 増加している。今年度から中期3か 年計画により経営改善に取り組んで いるが、その確実な取組が望まれる。 （要望事項）</p>	<p>平成24年度より、県、都市、経済連、 畜産協会、酪農公社で構成する「宮 崎県酪農公社運営改善チーム」にお いて、平成27年度の単年度黒字化を 目標とした中期3か年計画を策定し、 当該計画の的確な進行管理を指導し ている。 また、あわせて、定期的な運営状況 の把握をはじめ、管理体制の強化や 公社職員の資質向上などを総合的に 指導することにより、経営改善に 取り組んでいる。</p>
<p>公益財 団法人 宮崎県 建設技 術推進 機構（</p>	<p>通勤手当について、支給不足となつ ていた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>宮崎県建設技術推進機構から、指摘 後直ちに追給処理を行った旨の報告 を受けた。 なお、同法人に対し、今後は、適正 な会計処理を行</p>

<p>出資団体)</p>	<p>会計規程に定められた収支月計表が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>うことを改めて確認した。</p> <p>宮崎県建設技術推進機構から、指摘後直ちに収支月計表を作成したことの報告を受けた。</p> <p>今後は、会計規程に沿った処理を行うよう助言した。</p>
<p>ジャパンプロテクション株式会社〔宮崎県東京学生寮〕(公の施設の指定管理者〔指定施設〕)</p>	<p>東京学生寮における洗濯機及び乾燥機の設置箇所について、行政財産の目的外使用許可の手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)</p>	<p>指摘を受け、指定管理者に対し、行政財産の目的外使用許可申請を東京事務所長に対し行うよう指導し、許可を受けたことを確認した。</p> <p>今後は、指定管理期間中は毎年確実に申請を行うよう指導を行った。</p>
<p>延岡日向住宅協同組合〔延岡土木事務所管内の県営住宅13団地〕(公の施設の指定管理者〔指定施設〕)</p>	<p>県営住宅等の維持及び保全に関する業務について、会計処理が適正でなかった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>今後は、県営住宅等の維持及び保全に関する業務に係る委託料を決算報告書へ計上し、適正な会計処理に努めるよう指導した。</p>